

令和7年度領事手数料

適用期間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

項目			料金:単位スム
	遺産の保護管理		遺産の額の 2/100
	遺言の公証		475,000
証明関係	国籍証明		367,000
	在留証明		100,000
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		100,000
	職業証明		167,000
	翻訳証明		367,000
	署名又は印章の証明	官公署に係るもの	375,000
		その他のもの	142,000
	遺骨証明		208,000
	原産地証明		367,000
	日本品の外国輸入証明		317,000
	船内遺留品目録証明		75,000
	航行報告証明		108,000
	上記以外の証明		175,000
旅券	書面申請	10 年旅券 注)新規申請・切替	1,358,000
		5 年旅券 注)同上	942,000
		12 歳未満の旅券発給 注)同上、5 年旅券のみ	525,000
		残存有効期間同一旅券	525,000
		渡航先追加	133,000
		渡航書	208,000
	電子申請	10 年旅券 注)新規申請・切替	1,325,000
		5年旅券 注)同上	908,000
		12 歳未満 注)同上、5 年旅券のみ	492,000
		残存有効期間同一旅券	492,000
査証関係	一般入国査証	一般	250,000
		インド人	69,000
	数次入国査証	一般	500,000
		インド人	69,000
	通過査証	一般	58,000
		インド人	6,000
	再入国の許可の有効期間の延長		250,000
難民旅行証明書の有効期間の延長		208,000	

※ウズベキスタン国籍者は査証手数料が免除されます。